

特別委員会の設置基準（案）

1 設置の基準

県政の重要な事件を審査・調査等するため、次のいずれかの基準を満たす場合に、特別委員会を設置することができる。

- ① 事件が、2以上の常任委員会の所管に属するもの
- ② 事件が、特に、重要なもので、特別の構成員により集中的に審査する必要があるもの
- ③ 事件が、政治的に重要なもので、1の常任委員会の負担を超えるもの
- ④ 100条調査権を行使するためのもの
- ⑤ 会議規則第80条（資格決定の審査）及び同規則第87条（懲罰動議の審査）に係るものほか法令上設置を必要とするもの

（参考：地方議会運営事典、議会運営の実際4）

2 審査・調査の期間及び成果の報告

- ① 審査・調査の期間は、設置時に定めるものとし、原則として2年間とする。（会議規則第39条第1項）
- ② 審査・調査の終了時には、その成果を本会議で報告するものとする。
- ③ 議長は、この報告をもって、本会議で審査・調査終了の宣告を行うものとする。
- ④ なお、付託された事件の審査・調査を終わることができない場合には、本会議での議決により、1年間を限度に審査・調査期間を延長することができるものとする。（会議規則第39条第2項）

3 委員等

（1）委員の定数

- ・ 各委員会の定数は、12人以内とし、本会議での議決により、これを定める。（委員会条例第5条第2項）。

（2）委員等の選任

- ① 委員長、副委員長及び委員は、本会議において、議長の指名推薦により選任する。ただし、委員は、閉会中においては、議長が選任することができる。（委員会条例第6条第2項）

- ② 議長は、閉会中に委員を選任したときは、その旨を次の議会に報告しなければならない。(委員会条例第6条第3項)
- ③ 議長については、その職にある間は、委員に選任しないものとする。
- ④ 議員は、他の特別委員との重複を妨げない。ただし、当該委員会の定数を超えることはできない。

(3) 委員の任期

- ① 委員は、委員会に付議された事件が審議されている間、在任する。
(地自法第110条第2項)
- ② 委員長及び副委員長の任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 委員会の運営方法

(1) 委員会運営

- ① 委員会は、委員長が招集する。(委員会条例第8条)
- ② 委員会は、委員の定数の2分の1以上の委員が出席しなければ会議を開くことができない。(委員会条例第11条)
- ③ 委員会は、議員相互間の討議の方法により、活発な議論が行えるように努めなければならない。(基本条例第8条第1項)
- ④ 委員会は、県の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるとときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。
(地自法第110条第5項引用同法第109条第6項)

(2) 執行機関

- ① 委員長は、地方自治法第121条の規定に定める者(知事その他行政委員長等)及びその部局の職員に対し、説明のため出席を求め必要な説明書の提出を求めることができる。(委員会条例第18条)
- ② 委員会は、関係部局長等から常時出席する部局長等を、委員会設置後の最初に開催される委員会(初度委員会)において定めるものとする。
- ③ 委員は、常時出席する部局長等以外の関係部局長等の出席を求める場合、事前に委員長に申し入れるものとし、委員長は、当該部局長等の出席についての調整を行うものとする。